

神戸市空き家・空き地地域利用応援制度
空き家建築基準法適合状況調査補助金交付要綱

令和元年6月3日 都市局長決定

令和3年3月30日 都市局長最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の2第5項の規定による検査済証がない空き家の調査を円滑に進め、既存住宅の公益的利用を促進するため、建築基準法適合状況調査に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(対象となる空き家)

第2条 補助事業の対象となる空き家は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 神戸市の市街化区域内に存すること。
- (2) 第7条第1項の規定による交付申請の時に、現に居住者又は利用者がおらず、今後とも居住の用途に供される見込みのない戸建て住宅であること。
- (3) 確認済証を交付した建築物であること。
- (4) 地域の交流拠点や公益的活動に利用し、地域の活性化に寄与するため、改修工事を行う予定であること。
- (5) 前号の規定に係らず、宗教活動、政治活動若しくは選挙活動、公益を害する恐れ又は公序良俗に反する恐れのある活動の用途に利用するものであってはならない。
- (6) 国又は地方公共団体が所有する建築物でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業は、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン（平成26年7月2日付け国住指第1137号）（以下、「ガイドライン」という。）」に基づく建築基準法適合状況調査とする。

- 2 指定確認検査機関は、国土交通省に、ガイドラインにおける調査者として業務を実施することの届出を行った事業者とする。
- 3 この事業に、他の補助金等をうけていないこととする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、対象となる空き家を所有（予定を含む）または賃借（予定を含む）し、利用する団体とする。

- 2 補助対象者は、次のいずれにも該当するものであってはならない。

- (1) 神戸市税の滞納のある者
- (2) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 23 年条例第 29 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員等

（補助対象経費）

第 5 条 補助の対象となる経費は、当該年度内に行うガイドラインに基づく建築基準法適合状況調査に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 指定検査機関への申請手数料
- (2) 指定検査機関への申請に要する復元図面・復元構造計算書作成料
- (3) 指定検査機関への申請に要する経費

（補助金の額等）

第 6 条 補助金の額は、前条補助対象費の合計額に 2 分の 1 を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）又は 5 0 0 千円のいずれか低い額とし、予算の範囲内とする。また、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に相当する額がある場合には、これを除く。

（交付申請）

第 7 条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、当該空き家のガイドラインに基づく建築基準法適合状況調査申請を行う年度の募集期間内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、賃貸借契約又は使用貸借が未契約の場合は、(5)に代えて契約書案または入居者募集広告の写しを提出し、第 12 条の実績報告時までに(5)を提出するものとする。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 申請経費等見積明細書（補助対象経費が明確に判別できるもの）
- (3) 補助対象空き家の位置図、平面図
- (4) 当該空き家の所有者が分かる書類の写し（公図および発行日から 3 か月以内の登記事項証明書等の写し）
- (5) 賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し（当該空き家を賃借して活用する場合のみ）
- (6) 承諾書（様式第 1 号の 2）（当該空き家を賃借している場合のみ）
- (7) その他市長が必要とする書類

（関係権利者の承諾）

第 8 条 申請者が当該空き家の所有者でない場合は、実施する補助対象事業について当該空き家の所有者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の場合であって、当該空き家の所有者が複数の場合は、共有者の全員の承諾を得なければならない。
- 3 申請者が当該空き家の所有者の一人の場合は、実施する補助対象事業について他の所有者全員の承諾を得なければならない。

(交付決定等)

第9条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書(様式第2号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書(様式第3号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の着手)

第10条 補助事業の着手は、前条第1項による交付決定を受けた日以降でなければならない。なお、着手とは、前条第1項の交付決定通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)が補助事業を請け負う設計事務所等との契約締結をいう。

(事業の変更等)

第11条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第6号)又は事業中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第12条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を、当該補助事業の完了後、速やかに、または当該事業の交付決定通知書の属する市の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第8号)
- (2) 指定検査機関が発行する報告書(写し)

(3) 補助事業に係る契約書及び領収書（写し）

(4) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第 13 条 市長は、前条の報告があったときは、当該報告に係る書類の審査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、補助金の交付額の確定を行い、補助金額確定通知書（様式第 9 号）により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付決定（補助事業の内容等を変更（軽微な変更を除く。以下同じ。）した場合にあっては、交付決定変更）における交付額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第 14 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第 10 号）を事業完了後ただちに市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金の請求について、事業を請け負った業者に委任することができる。委任をする場合は、受領委任状（様式第 11 号）を市長に提出すること。

3 前 2 項の請求を受けたときは、市長は速やかに補助金を補助事業者へ支払うものとする。

4 次の各号のすべてを満たす場合、第 1 項に規定する補助金請求書の提出を省略することができる。

(1) 第 7 条第 1 項に規定する補助金交付申請書に補助金振込口座の指定があること。

(2) 第 9 条における交付決定及び第 11 条における補助事業の変更承認にあたって、本要綱に規定する事項以外の交付条件が付加されていないこと。

(3) 第 14 条第 2 項に規定する受領委任でないこと。

(4) 補助申請額と交付決定金額が同じであること。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 15 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定（補助事業の内容等を変更した場合にあっては、交付決定変更）の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（関係書類の整備および保存）

第 16 条 補助事業者は、当該調査における経費の収支を明らかにした書類、帳簿及びその他の関係書類を備え、当該調査の完了した会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(状況報告・広報への協力)

第 17 条 補助事業者は、当該空き家の管理状況及び活用状況等について、市長が報告を求めた場合、必要な協力を行うこととする。

2 補助事業者は、ホームページへの掲載等、市の広報において事例として紹介することについて了承し、必要な協力を行うこととする。

3 前項に基づく了承について、補助事業者が当該空き家の所有者と異なる場合は、事前に所有者の承諾を得ておくこととする。

(業務の委託)

第 18 条 市長は、補助金交付に係る業務の一部を外郭団体等に委託することができる。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助に関し必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年 6 月 3 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式集

種 類	関係条文	様 式
補助金交付申請書	要綱第 7 条	様式第 1 号
承諾書	要綱第 7 条	様式第 1 号の 2
補助金交付決定通知書	要綱第 9 条 第 1 項	様式第 2 号
補助金不交付決定通知書	要綱第 9 条 第 2 項	様式第 3 号
補助金交付決定内容変更承認申請書	要綱第 11 条 第 1 項	様式第 4 号
事業中止（廃止）承認申請書	要綱第 11 条 第 1 項	様式第 5 号
補助金交付決定変更通知書	要綱第 11 条 第 2 項	様式第 6 号
事業中止（廃止）承認通知書	要綱第 11 条 第 2 項	様式第 7 号
実績報告書	要綱第 12 条	様式第 8 号
補助金額確定通知書	要綱第 13 条 第 1 項	様式第 9 号
補助金請求書	要綱第 14 条 第 1 項	様式第 10 号
受領委任状	要綱第 14 条 第 2 項	様式第 11 号
補助金交付決定取消通知書	要綱第 15 条 第 1 項	様式第 12 号